

## 1 服装等

品位と清潔感があり、華美にならない服装・頭髪を心がけよう。

- (1) 校内では制服着用を標準とする。詰襟服には、学年章を左襟につける。ブレザーには、校章・学年章を左胸につける。スカートの長さは膝を標準とする。
- (2) 登下校は、制服を標準とするが、気候及び部活動や学校行事等の都合で必要な場合は、ジャージ着用も可とする。靴は、革靴または運動靴とする。
- (3) 夏季略装について（6月1日～9月30日） \*5月と10月は移行期間とする。
  - ① 詰襟服の略装は、白のワイシャツ着用を標準とするが、白のポロシャツも可とする。
  - ② ブレザーとスカートまたはスラックスの略装は、白のワイシャツ・ブラウスに布ベストもしくはニットベストの着用を標準とするが、体調や気温に合わせて、適宜、白のポロシャツ及びワイシャツ・ブラウスのみの服装も可とする。
- (4) 冬季のセーター、カーディガンについては、制服の下に着用することを標準とする。ただし、体調や気温に合わせて適宜上着を脱いでも良い。

## 2 登下校・交通関係

交通規則を遵守して安全な登下校を心がけよう。

- (1) 電車、バスなどの公共交通機関を利用する際には、節度ある言動を心がける。
- (2) 自転車通学に関する規定
  - ① 自転車通学については、学校に申告し、指定されたステッカーをつける。また、自転車保険には必ず加入すること。
  - ② ヘルメットを着用すること。
  - ③ 歩行者や自動車等に配慮して安全な運転を心がける。特に、イヤホンを着用しての運転、傘さし運転、2列以上の横隊による運転、二人乗り、信号無視、スピード超過等がないよう注意すること。
- (3) 運転免許取得に関する規定
  - ① 自動二輪車の運転免許取得については禁止する。
  - ② 原動機付自転車については、事前に「原動機付自転車免許取得許可願」を学校あてに提出する。なお、学校を欠席しての取得は認めない。取得後は免許証番号などを記載した「取得届」を提出する。
  - ③ 普通免許取得は、3学年の2月以降、進路決定者についてのみ、保護者の申し出があれば認める。取得の際は、「普通免許取得許可願」を提出し、学校の承認を得る。取得後は免許証番号などを記載した「取得届」を提出する。

#### (4) 原動機付自転車通学に関する規定

原動機付自転車による通学については、原則として認めない。ただし、下記の承認基準を満たした場合のみ例外として許可する。

##### ①承認基準

- (ア) 公共交通機関による通学が著しく不便であり、自宅から最寄りのバス停または駅まで原則として6 km以上あること。
- (イ) 運転免許取得届が提出されており、保護者からの申し出がある者。
- (ウ) 自賠責保険、任意保険に加入していること。

##### ②承認手続き

「原動機付自転車通学承認願」をHR担任あてに提出し、学年の審議、生徒指導部の審議を経て、学校長の承認を受ける。その際、保護者は「交通安全誓約書」を学校長に提出する。承認については、保護者と本人が同席の場で原則として学校長が行う。

重大な交通法違反や事故があった場合や、校内基準に違反し、その指導に従わなかった場合には、保護者同席のうえ、学校長が承認の取り消しを行うこともある。

なお、承認された場合には、ナンバー登録をし、学年指定の標識をつけ、所定の場所に置くこととする。また、学校が行う免許証所持者の講習会に出席することとする。

### 3 校内生活

校内では決められた集団生活のルールを守り、他に迷惑をかけないように心がけ、明るく生活しよう。

- (1) 病気や家事都合等で欠席、遅刻をする場合は、保護者に電話等で学校に連絡してもらう。なお、早退する場合は、事由をHR担任に申し出てから帰宅し、帰宅後には報告すること。
- (2) 移動授業の際は、係生徒が教室を施錠し、貴重品は携行する。また、体育の授業の際は、貴重品を係生徒に預け、係生徒はまとめて貴重品袋に入れて体育科職員室に保管を依頼する。
- (3) 部活動は、4月～9月は19時30分まで、10月～3月は19時までとする。
- (4) 校内における掲示、ビラの配布などについては、生徒指導部の係職員に申し出て、許可を得る。
- (5) スマートフォン（携帯電話）は、適切な使用を心がける。
- (6) ストープ等の火気使用の際は、関係職員の指示に従うこと。

### 4 校外生活

日常生活においては、健全な交友関係を保ち、常に責任ある行動をとろう。

- (1) 友人宅への宿泊は原則として控える。特別な事情がある場合は、本人及び友人の双方の保護者の同意を得て行うこと。
- (2) インターネット、SNS等の利用は、ルールやマナーを守って適切に行うこと。
- (3) アルバイトは、原則として認めない。やむを得ない事情がある場合は、保護者の承認を得てHR担任に「許可願」を提出し、学校の許可を受けること。